

## 生徒心得

### 1 礼儀と交友について

- (1) 教員と生徒の間，生徒相互の間は常に敬愛の念を忘れず，礼儀を失わないように心掛けること。
- (2) 男女の交際はあくまでも，清潔・明朗であること。

### 2 保健と環境整備について

- (1) 健康に留意して適度な運動と睡眠をとり，規則正しい生活を送ること。
- (2) 清掃は毎日授業終了後に行い，各自が環境整備に努めること。
- (3) 当番は消灯・戸締まりをして帰ること。その後，窓を開放した者は，責任をもって閉めること。
- (4) 校舎・校具は特に大切に取り扱い，過って破損したときは，直ちに学級担任に届けること。

### 3 服装・所持品について

服装や所持品は，自らの人格を示すものである。したがって，華美に流れたり，ことさら奇抜なものを着用したりすることなく，高校生として品位を保つよう心掛けること。

#### (1) 制服

男女とも本校指定のものを着用し，左襟に校章バッジをつける。

男子…詰襟で黒の無地の学生服で，日被連マーク付きの富士ヨット，カンコー，トンボ，スクールタイガーの4社製のいずれかの標準型とする。ボタンは校章の入った規定のものを使用し，襟に白カラーを着用するか、インカラーの制服を着用する。ズボンの裾は踵までとし，ワタリ幅は大腿から10cmまでの太さとする。

女子…本校指定のセーラー服，スカートまたはスラックスとする。セーラー服は紺のサージの前開きとし，襟・胸当て・カフスの白線は2本，ネクタイは黒の三角形のものを常時着用する。スカートはひだ数20~40の追っかけひだとし，スカート丈は膝にかかる長さとする。上位丈はウエスト線より10cm下とする。

ただし，夏季は男子は上衣なしの略装となる。略装の場合は，本校指定の校章刺しゅう入り白カッターシャツを着用する。なお，カッターシャツの下は白，黒，グレー，紺色のシャツを着用する。ただし，無地に限る。女子は本校指定の白セーラー服を着用する。

## (2) 冬季防寒具

オーバーコート…男女とも、華美でない単色（黒，紺，茶系等色）・型のものを選んで着用する。

セーター…無地で華美でない色，型のものを制服の下に着用する。

マフラー…華美でなく，必要以上に長過ぎないものとする。

カーディガン…以下の基準をみたすものとする。

- ・長さ…腰の位置までとする。
- ・白・黒・グレー・紺・茶系など華美でないものとする。
- ・柄…無地とする。
- ・その他…式典時の着用は禁止する。

パーカー…登下校時にのみ，無地で華美でない単色のものの着用を認める。

## (3) 靴下

男子…白，黒，グレー，紺色，茶系のものを着用する。ただし，無地に限る。

女子…ストッキングは黒または肌色とし，ソックスは白，黒，グレー，紺色のものを着用する。ただし，無地に限る。

※式典時に着用するソックスの色は男女とも白色とする。

## (4) 履物

登下校の際は，ズック，合皮靴，皮靴を使用する。サンダル，ハイヒールなどは禁止する。

## (5) 頭髪

- ① 髪型は端正なものとする。パーマ・カール・毛染め・脱色などの加工や極端に奇抜なものを禁止する。
- ② 装飾品は認めない。

## (6) スマートデバイスについて

- ① 敷地内では電源を切り、アラームが鳴らないように設定したうえでバッグ等にしまう。制服のポケット等に入れて持ち歩いてはならない。
- ② 放課後は教室でのみ使用を認める。廊下での使用は禁止する。
- ③ 被写体本人の許可なく、個人や個人情報が記載されているもの等を撮影することを禁止する。また、敷地内で撮影した画像・動画を SNS 上に投稿することを禁止する。
- ④ 休日に模擬試験・土曜講座等で登校した際は、全日程が終了した後の使用は認める。部活動で登校した際には顧問の指示に従う。
- ⑤ 不正に使用していた場合は、その場で一時預かり（生徒支援部で放課後まで保管）・担任より保護者に連絡・反省書提出とする。

- ⑥ 定期考査中にスマートデバイスを教室に持ち込んだ場合は、不正行為とみなし、「特別指導」および「当該科目0点」とする。

#### (7) その他

- ① 化粧，マニキュア，ピアスなどは禁止する。
- ② 傘，鞆は高校生らしい品位のあるものとする。
- ③ 所持品については必ず記名する。

### 4 許可及び禁止事項について

(1) 次の場合は学級担任または関係教員の許可が必要である。

- ① 学校の内外で集会や行事を催しまたはこれに参加するとき。
- ② 掲示板・書籍類・新聞・パンフレットなどの利用・発行または貼付・配布等を希望するとき。
- ③ 学校内の施設・校具を利用するとき。
- ④ 校内放送を希望するとき。
- ⑤ 下宿・アルバイト（原則禁止）・キャンプ・合宿・自転車通学を希望するとき。
- ⑥ その他学校が特に定めること。

(2) 次の事項は禁止される。

- ① 学校内における政治的活動。
- ② 飲酒・喫煙その他法令で禁止されている行為。
- ③ 風紀を乱す恐れのある場所及び生徒として好ましくない場所への出入り。
- ④ すべての暴力行為。
- ⑤ 指定時間外の夜間外出。

(4月～10月は午後9時以後，11月～翌年3月は午後8時以後)

- ⑥ 考査時の不正行為。
- ⑦ その他学校が特に定めること。

(3) 運転免許取得について

原付自転車・自動二輪及び自動車の免許を取得することは認めない。